

## 令和4年度第4回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年10月7日（金）

○会長　それでは、定刻若干、前ですが、皆さんおそろいですので、多摩市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の出席者数は14名で、全員そろうと15名のところですが、今日は、A委員が欠席という御連絡をいただいております。多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条第6項の審議会開催要件は満たしております。

それでは、お手元の次第に沿って、議事を進めたいと思います。

まず、本日使用する資料につきまして、課長から説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長　初めに、本日使用する資料の確認をいたします。資料がない方は挙手いただければ、事務局職員がお渡しに伺います。なお、前回の審議会では、パワーポイントによるスライド形式で、多摩市一般廃棄物処理基本計画の素案について御説明をいたしました。今日は、素案本体の御審議となりますので、あらかじめお送りした紙をベースとした資料で進行させていただきます。よろしくをお願いいたします。

では、資料の確認です。まず、事前配布資料として郵送させていただきました資料を確認させていただきます。まず、「令和4年度第4回多摩市廃棄物減量等推進審議会次第」、A4片面1枚でございます。続きまして、資料1、「多摩市廃棄物減量等推進審議会委員等名簿（令和4年10月1日改訂版）」、資料2、「多摩市一般廃棄物処理基本計画（素案）」、A4の冊子でございます。資料3、「多摩市一般廃棄物処理基本計画、素案、概要版」、A3両面刷り1枚でございます。資料4、「委員意見提出用紙」、A4片面印刷1枚でございます。

次に、本日机上に配付しました資料を確認させていただきます。「令和4年度第4回多摩市廃棄物減量等推進審議会次第（当日机上配付）」、資料1、「多摩市廃棄物減量等推進審議会委員等名簿」、これら2つにつきましては、郵送した後に変更がございましたので、本日、皆様の机の上に置かせていただいたものでございます。それから本日、新規の資料として、資料5、「多摩市廃棄物減量等推進審議会の審議経過について」、A4両面印刷1枚でございます。

以上です。過不足ございますでしょうか。

以上で、事務局から配付資料の確認を終わります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次第に沿いまして、事務局のほうから報告事項について説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長 事務局より、初めに、多摩市の10月1日付人事異動に伴い、事務局職員に変更がございましたので、御紹介いたします。

～省略～

○ごみ対策課長 以上、事務局職員の異動について御報告いたします。よろしく御願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

次に、事務局より本日の進め方について、御説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長 事務局より本日の流れについて御説明いたします。

本日、机上に当日配付いたしました次第を御覧ください。3、議事の①一般廃棄物処理基本計画（素案）についてと書かれた下に、角丸長方形で囲んだ、本日の獲得目標という部分がございますので御覧ください。

本日は、最初に事務局から、委員の皆様のご意見に基づき修正した素案の箇所の説明をさせていただきます。

次に、資料3、概要版に沿って、素案の概要を御確認いただくとともに、その素案に対する意見交換を、素案の部分部分に分けて行いたいと思います。この作業を時間が許す限り、行いたいと思います。

なお、その下の※印にも書いたとおり、資料4の委員意見提出用紙を用いて、後日、御意見をお寄せいただくことも可能です。その場合は、10月14日金曜日までに、メールに添付して送信していただくか、資料をお送りした際に同封させていただいた返信用封筒を使って、郵送で御提出くださるようお願いいたします。

そして、本日出された意見と、後日郵送等でお出しいただいた意見を踏まえて計画案を作成し、次回決定したいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。一般廃棄物処理基本計画（素案）です。事務局に

作成していただきましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○ごみ対策課長　事務局から素案の内容について御説明をさせていただく前に、最初に資料の5、本日机上に配付させていただいた資料を御覧ください。

多摩市廃棄物減量等推進審議会の審議経過について、確認をさせていただきたいと思えます。当審議会では、令和3年度、第1回において多摩市長から諮問を受けて以来、一般廃棄物処理基本計画について、審議を重ねてまいりました。第1回では、委員意見を提案いただきまして、第2回で、その委員提案についての検討をしました。第3回では、ごみ減量資源化の推移について御説明した上で、次期計画の目標項目について提案し、御決定いただきました。第4回では、排出抑制計画の目標及び施策の展開と計画の構成について等を御協議いただきました。

年度替わりまして、令和4年度は、第1回で廃棄物処理の現状と課題についてという議題で、令和3年度のごみ減量資源化の状況について御確認いただいた上で、同じく令和3年度ごみの組成について、資源収集量の推移について等を御確認いただき、課題の抽出について御協議いただきました。

第2回では、一般廃棄物処理基本計画の計画概要、多摩市の状況等について、計画目標値について、御協議いただきました。裏に行きまして、前回、第3回では、計画の目標値について、ごみ処理基本計画等について、パワーポイントとこの資料で御説明をさせていただき、意見交換をしたといった経過でございます。

次に、資料2、一般廃棄物処理基本計画素案を御覧いただきたいと思えます。こちらの素案を御覧いただきながら、これまでの審議の中で、委員の皆様から多数の意見をいただいた結果、この素案を変更した部分について、概略を御紹介したいと思っております。

まず、素案の4ページを御覧ください。下から4行目に、最終処分場に関する記述がありますが、これについては、委員から、「エコセメントの関係や、延命化の記述、ごみ減量については、もう少し丁寧な記述が必要ではないか」との御意見がありました。このページは、多摩市の廃棄物行政の概観をする部分ですので、エコセメント化施設に関する詳細な説明は、75ページと76ページに詳しく記述させていただきました。

次に、5ページの一番下の部分にある、「4R、リニューアブルとは」という四角い囲みの記事を御覧ください。これはごみ対策課プラスチック削減方針の基本方針について、『リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ』と、なぜ片仮名表記にするのか。片仮名もいいけれども、その後に『減らす』とか『繰り返し使う』とか『再資源化』とか『再生可能

な資源に変える』とか、日本語の説明をつけてほしい」という御意見があったのを受け、囲み記事とさせていただいたものです。

次に、25ページを御覧ください。中ほどに円グラフがございます。こちらに対しては、適正分別とそうでないものが分かりにくいという御指摘を受け、一重の円グラフであったものを二重の円グラフにさせていただきました。

次に、同じく26ページの円グラフも同じように、二重の円グラフにしております。

次に、42ページを御覧ください。42ページから45ページにかけて、4つの項目に分けて課題を整理しておりますが、各項目の右上にSDGsの17のゴールのうち、それぞれの課題に対応するもののマークを印刷しました。なお、最終版では、マークはカラー印刷とさせていただきます。

同じく42ページの、「(2) 1) ごみ手数料に関する事項」を御覧ください。ここには家庭系ごみについての記述だけがございましたが、事業系ごみについても記述すべきという御意見を受け、加えさせていただいております。

次に、49ページの(3)を御覧ください。ここについては、基本方針に関する説明文と下の囲み記事の内容が微妙に違っているという御指摘を受けて、整合を図らせていただきました。

次に、53ページを御覧ください。ごみ減量目標でございます。これは、昨年11月の令和3年度第3回審議会で、これら3つの項目を目標とすることが決定し、今年7月の令和4年度第2回審議会で、目標値をお示ししたものでございます。その時点では、ごみ排出量を13%削減、資源化率37%としておりましたが、その後、施策の効果を再検証した結果、前回の審議会でごみ排出量を14%削減に、資源化率を38%にそれぞれ引き上げたものでございます。

次に、54ページを御覧ください。こちらはごみ減量目標値の内訳を説明する資料ですが、委員の皆さんから、家庭系と事業系を分けた資料も示すべきという御意見を受け、55ページには家庭系の内訳を、56ページには事業系の内訳をお示ししました。

次に、60ページを御覧ください。(2) 施策の展開の図のうち、目標の1、「ごみの発生抑制と減量の推進」の右側にある施策が、①から③までである中の、③の中からは、「スーパーエコショップ」の名称を削りました。

次に、61ページを御覧ください。排出抑制計画、1、ごみの発生抑制と減量の推進という表の一番上、①ごみの発生抑制と減量の推進の黒丸が並んでいる中の、下から4つ目の黒

丸に、廃棄物処理手数料の見直しに関する記述を入れさせていただいております。

次に、62ページを御覧ください。排出抑制計画2、ごみの適正処理に向けた分別の徹底の表の②事業系（持込）ごみの分別の徹底の下から2つ目の丸にも、「大規模事業所の排出手数料について、処理原価を反映した水準に見直しをしていきます」との記述を入れております。

次に、63ページを御覧ください。排出抑制計画3、資源の有効利用の表、①資源の有効利用に向けた資源回収の最初の丸は、委員の方からの「ミックスペーパーという表現だと誤解のおそれがあるので、難再生古紙という表現をすべき」との御指摘を受けまして、括弧書きで「難再生古紙」を加えております。

64ページを御覧ください。排出計画4、食品ごみの削減の表の③食品ロス対策の最後の丸として、フードドライブに関する取組を加えさせていただいております。

66ページを御覧ください。収集・運搬という表について、「分類上の項目を、市民から見ても、これが資源でこれが有害性ごみということが分かるような区分の仕方をしていただきたい」という御意見を受けて、表示の工夫をさせていただきました。

次に、73ページを御覧ください。（3）施策の展開の、1）中間処理施設における安全に配慮した中間処理の中の下から3行目の多摩清掃工場の建て替え時期などについての検討に関する記述につきましては、延命期間という表現を削除しました。

次に、81ページを御覧ください。下の囲み記事の2、マイクロプラスチックについて触れるべきという御意見がありましたので、マイクロプラスチック調査の結果を囲み記事として入れさせていただきました。

82ページを御覧ください。下の囲み記事を御覧ください。委員から下水道の分流式と合流式の違いの説明を入れたほうが良いという御指摘がありましたので、図で示させていただきました。

大変駆け足での説明となりましたが、委員の意見等を受けて、修正した主な部分を御紹介させていただきました。

差し支えなければ、続けさせていただいてよろしいでしょうか。

続きまして、素案の概要を資料3、素案の概要版に沿って、御説明をさせていただきたいと思っております。部分部分に区切って、御意見をいただきたいと思っております。

最初に、1と2について、御説明をさせていただきます。最初に、1、多摩市を取り巻く社会情勢です。

現在、私たちは地球規模の気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の損失、貧困、エネルギー問題など、環境・経済・社会における様々な課題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行という新たな課題に直面しています。これらの問題は相互に関連しており、将来にわたって安心して暮らしていくためには、早急に取り組んでいかなければならない問題です。

そのような中、近年多摩市の廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。多摩市と多摩市議会は、令和2年6月に多摩市気候非常事態宣言を宣言いたしました。宣言では、気候が非常に危機的な状況にあることを全市民に共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ、生物多様性の保全、資源の有効利用を図り、使い捨てプラスチックの削減をすることを柱としています。

さらに、その後のプラスチック資源循環促進法の制定を契機として、本市におけるプラスチックに係る施策を、今後の社会に最適なものへ転換するための方針、多摩市プラスチック削減方針を策定し、4Rプラスリニューアブルの推進を基本原則として、プラスチック利用の削減、リサイクルの推進、適正な分別を本市における取組の基本方針に定めました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民の生活様式や事業活動の変化によって、様々な問題、課題が生じており、今後の市民の生活等への影響も不透明な状況です。今回、本計画策定に当たりましては、多摩市の特性やこれまでのごみ減量、リサイクルに向けた取組等の経緯を踏まえた上で、現在、市が抱える課題を再認識し、持続可能な社会の実現に向けて、適切な目標設定と効果的な施策の構築が必要と考えています。この辺りは本編の1ページ、5ページあたりから抽出した内容になっています。

続きまして、2、計画の位置づけと期間の説明をいたします。こちらは本編の6ページあたりから抽出した内容になっています。資料に体系図を示していますが、本計画は、多摩市の将来都市像と、まちづくりの基本的な方向性を示し、総合的、計画的にまちづくりを進める上での根幹となる計画、第5次多摩市総合計画を具現化するための個別計画という位置づけになります。

計画期間は令和5年度を始期とし、目標年度は令和14年度までの10か年の計画で、5年ごとの見直しを行います。なお、社会情勢の変化など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しをします。

以上、1と2、多摩市を取り巻く状況、計画の位置づけと期間についての説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。ここまでの事務局説明につきまして、何か御質問とか、御意見とかございましたら、お願いいたします。

○N委員 修正箇所について丁寧に御説明いただきありがとうございます。

私のほうから、多摩清掃工場の建て替え時期のことについて意見を言って、修正していただいた73ページのところでございますが、今後、清掃工場の建て替えに当たりましては、長期的な計画、対応をしていかなければいけないというところになってきます。様々な行政上の手続等も必要になってきまして、まだ明確に決まっているところではないところがございまして、14日の意見聴取のときまでには、また清掃工場からの意見を申し述べさせていただきたいと思っています。多摩清掃工場の今後の在り方、それから建て替えなどについての部分について、事務局と、個別になります調整させていただく必要があろうかと思っていますので、その点については、御留意、御承知おきいただければと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。素案の1章、2章の辺りです。

ほかに御意見ないようですので、続きを、また課長からお願いします。

○ごみ対策課長 続きまして、資料3の表の右側、3、ごみ処理の現況と課題の説明をさせていただきます。

令和3年度の実績では、多摩市の総ごみ量は3万7,293トンで、この5年間で41%減少しています。また、家庭系及び事業系の総ごみ量の推移は、家庭系ごみが約8割を占めており、ごみの種類別で見ると、燃やせるごみが75.5%で最も多く、次に、資源が17.9%、粗大ごみが4.2%となっています。

ここで一旦、資料2の本編のほうの41ページを御覧ください。現行の計画では、ごみの排出量(家庭系・事業系ごみ)は、令和4年度末までに、平成23年度比10%減等の目標を掲げ、ごみ減量に努めてきました。着実に減量率は向上し、令和3年度は、ごみ量13.3%減となり、計画期間における目標を達成しています。しかし、内訳で見ますと、施策の減量効果の表れ方は一定ではなく、家庭系ごみは5.5%減量で、目標値の10%削減に届いていません。家庭系の燃やせるごみの排出量は、平成29年度以降は微増微減を繰り返す状況が続いており、計画期間における目標は、達成できない見込みですので、減量が進まない原因の分析をし、一層の減量に取り組む必要があります。

家庭系燃やせないごみ(不燃ごみ)についても、近年は横ばいの状況が継続しており、さ

らなるごみ減量のための新たな仕組みづくりが求められる状況となっています。家庭系粗大ごみは、令和元年度までは着実に減量が見られていましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大によるステイホームが進行したことから、自宅内の整理整頓を進める機会が増え、粗大ごみが増加する結果となりました。

事業系ごみは、平成28年10月の処理手数料の値上げ、排出指導の強化及び令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度は32.0%の減量となりました。近年、減少傾向が続いている事業系ごみですが、コロナ禍後も継続、もしくはさらなる減量を推進するためには、市で収集している小規模事業所への働きかけはもちろんのこと、大規模事業所についても廃棄物の適正処理や資源化の促進、減量対策の強化が必要と考えます。

このような状況から、今後のごみ減量を推進していくための課題としては、家庭系一般ごみとしては生ごみ対策、紙類対策、雑誌の資源化による減量、事業系ごみとしては、適正分別と資源化の徹底であると考えられます。こんな認識を示させていただいています。

また資料3に戻ってください。中段には、令和3年度のごみの組成分析結果を示しています。令和3年度の家庭から出される燃やせるごみの組成分析調査では、約8割が適正分別で、資源が18%、禁止物が1%含まれていました。現計画期間の平均値と比較しても、大幅な相違はありませんでした。生ごみは適正分別ではありますが、全体の38%を占めており、生ごみの減量によって、全体としてごみ減量は大きく進展することが見込まれます。

また、家庭から出される燃やせるごみには、資源化可能な紙類、プラスチック類の混入が依然として、全体の18%を占めていまして、資源化することで減量の余地があります。燃やせないごみの組成分析調査では、約5割が適正分別、残る5割が資源物や燃やせるごみとなり、現計画期間の平均値と比較すると、適正な分別が進行しました。

しかしながら、平成25年度より小型家電、金属類の資源収集を始めていますけれども、依然として燃やせないごみのうちの約2割を占めていまして、適正分別の啓発によるさらなる資源化が必要となります。事業系ごみは、約5割が適正分別ですが、古紙類等の資源物が約3割、プラスチック類等の禁止物が約2割を占めています。適正分別の中で、生ごみが全体の約3割を占めており、食品ロス解消に向けた生ごみリサイクルの促進が必要となります。なお、現計画期間の平均値と比較すると、紙類、紙製容器包装類などの資源の割合が増え、その分、その他可燃物の割合が減少しており、より一層の適正分別の啓発による資源化の促進が必要となります。



このような現況を受けまして、現在の多摩市の課題を概要版の右下のようにまとめました。大きなカテゴリーとしましては、分別の促進、処理費用に関する事項、減量・資源化の促進、社会変化への対応の4つを挙げさせていただき、各課題に関連の深いSDGsのゴールを新たに添付させていただきました。

具体的には、1つ目の分別の推進については、資源の適正分別に関する課題でございまして、組成分析調査の結果から、不燃ごみへの小型家電、金属類等の混入や、可燃ごみへの紙類の混入が見られており、資源としての適正分別を推進する必要があります。また、現在、収集しているペットボトルの中には、キャップやラベルがついたまま排出されているものや中身が残っているものも少なからず残っているため、適正な排出方法を引き続き啓発していく必要があります。

2つ目は、処理手数料に関する事項です。現行の家庭系ごみ処理手数料については、近隣市及び多摩地域の26市との均衡を図りつつ、改定を検討してまいります。事業系ごみ処理手数料についても、近隣市等の動向や社会情勢を踏まえて、改定時期を見極めていく必要があると考えています。また、一般廃棄物会計基準に基づき、廃棄物会計制度の導入を検討し、ごみの種類ごとにt当たりの処理原価を把握することで他自治体との比較を可能とし、また、市民に分かりやすく一般廃棄物の処理に関する事業の財務状況を開示することで、財源の使い道を明確にし、市民が自らごみ減量や資源化に積極的に取り組む動機づけとなるよう、情報の公開に努める必要があります。

3つ目は、減量・資源化の推進です。集団回収の拡大や充電式電池の回収など、回収方法に関する事項、剪定枝の持込みや、持ち込まれた剪定枝から生産した土壌改良材・チップの利用拡大など、みどりのリサイクルに関する事項、また水切りの啓発促進と生ごみ処理機購入費補助の継続など、ごみに関する事項が課題であると考えています。

4つ目は、社会変化への対応です。無料プラスチック製品削減のための普及啓発や、エコショップ制度の見直し、今後、ますます進行する超高齢社会への対応、ごみや資源を長期間にわたり、安定的かつ安全に処理するための中間処理に関する事項が課題であると考えております。

以上で、ごみ処理の現況と課題についての説明を終わらせていただきます。

○会長 3章のごみ処理の現状と課題につきまして、分かりやすく御説明いただきました。皆さんのほうから何か、御質問とか御意見がございましたらお願いいたします。

○G委員 41ページのコメントの5行目からの部分なのですが、この内訳を見ての家庭

系ごみの5.5%減量とか、燃やせるごみの2.8%の減量という記述の根拠を、3回ぐらい資料を見たんですが、どこから読み取ればいいのかは書いていないんです。どこにこのデータが表示されているのか、確認したいんですけど。

○会長 データがまとめて表とかで表示されているところというのは、今までに示された資料には出てきたと思うんですが、それが素案の中のどこにまとめられているかというあたりの御説明をいただけますか。

○OG委員 今までの資料を基に、平成30年3月の見直し、改訂版の資料と、今回の実績等を合わせると、家庭系ごみの減量は5.5%じゃなくて2.8%の実績になるはずで、数字自体がどうも合っていないということと、何よりも、このページが、ある意味で課題整理ですから、基本計画の10年間の実績を見て、計画と実績を見て、結果として良かったか悪かったかというところがなかなか分かりにくい表現なんです。

概要にも端的に出ているんですが、5年間で4.1%減少しているということが、結果として、計画どおりっていいという評価なのか、本来は10年間の計画なんだから、10年対比で見たら幾ら減っていて、それは良かったかどうかと、その評価が資料を3回ぐらい読ませていただいたんですけど、出てこないんです。出てくるのが41ページの5行目、6行目以降に出ているんですが、正直家庭系ごみにして言えば、平成23年度の計画対比でいけば、101.2%で実は上回っていて、目標を達成していないんですよ。

全体で達成しているのは、事業系ごみが3割近く減少しているから、その辺の指摘、分析評価がどこかに出ているのかなと思って、3回ぐらい資料を読み込みしたんですが、どこにも出ていない。ですから、41ページのコメントを書いた根拠のデータ、資料というのをどこに表示しているかを教えてほしいんです。

○会長 お願いします。

○ごみ対策課長 御指摘のとおり、41ページで、例えば家庭系ごみが5.5%減量という記述がございますが、これの根拠となるデータ自体は、直接に計画素案の中には表示してございません。こちらにデータにつきましては、審議会の令和4年度、第1回の審議会で、資料3としてお示しをさせていただきました、A3横長の資料2の中で表示をさせていただいているという経緯でございます。

○OG委員 これは素案なので、最終的には、また修正等が入るだろうと思うんですが、前回はパワーポイントの簡略版の資料だったので、詳細についてよく分からないという意見、議論が出たと思うんです。今回、事前にこれを送っていただいたので、平成34年度を目標

としていた、前回の30年3月の中間での実績と今回の実績とを足し込んで整理しないと、内容的に、本当に計画どおりできたもの、できなかったもの、その分析評価はどうなっているかという視点が、すごく分かりづらいんです。

特に前半のデータの部分が、ページを通して見ても、どこを基準にして比較評価しているのか、対象にしているのか、項目によってデータの取っている年度がばらばらなんです。これが何か根拠があって、平成27年度から見ていますとかというなら分かるんですが、前期の10年間の計画に対して、実績10年間出たら、それに対してどうだという評価のデータがまとめられていないので、非常に分かりにくいなと思います。

前回の議論の中でも、本当にごみは多摩市で減っているのかどうか、減っているというのは計画どおり減っているのかどうか、それは目標に対して、達成したかどうかの的確な評価ができていのかどうかがよく分からない。本当にそれで、13%減でいいのかと。施策のほとんどが家庭系ごみをどうするかというウエートからいっても、中身を見たら家庭系ごみは全然できていないとしたら、その部分が、あまりにも今回の課題抽出に関しては、41ページにいきなり出ているんですが、根拠のデータが実はどこにもないということで、すごく作り方として不親切というか分かりにくいなと思います。

何でもっとシンプルに、前回計画に対して評価するシンプルな表現にしていないのか、今回すごく読むほどに疑問が湧いてきました。

○会長 御指摘ありがとうございます。前計画期間に、家庭ごみは、事業系ごみはすごく減ったんですけど、家庭ごみも着実に減量してきたと思います。しかしながら、コロナ自粛による影響で、どんと増えてきたんです。私は西暦がベストなので西暦で言わせていただきますと、2020年、これはもうコロナの影響をすごく受けましたけれども、2019年度、一番最後の2月に入ってから、2月の一部と3月、ここにコロナの影響がもう出ています。だから少し増えているんです。そして、その翌年はば一っと増えたということで、これまでの家庭系ごみの減量傾向が覆ってしまったということなんです。

G委員から今、御指摘ありまして、分かりにくいというのがありましたので、下のほうに、粗大ごみについては、コロナ影響というのが記述されていますけれども、家庭ごみ全体についても、コロナの影響で増えてしまったということを記述していただくと分かりやすいのかと思います。

課長、どうぞ。

○ごみ対策課長 会長の御提案も検討させていただきます。また、G委員の御意見について

て、例えば家庭系ごみは、前期の達成状況は5.5%を減量であったと、その辺りの根拠を仮に示すということであれば、例えば、純粋に前計画の実施状況に関する整理というページが31ページにございます。この中で、ごみ減量のグラム数などは示させていただいておりますけれども、減量割合等は示させていただいておりません。例えば、この辺のデータに削減率なども入れさせていただくことは可能です。あるいは、前計画の実施状況に関する整理という項目とは関係なくなってしまうますが、23ページにあります、ごみ量の実績の一番下の表、この辺りに削減率を入れる、こんなことは可能かと考えております。よろしく願いいたします。

○会長 G委員。

○G委員 今、ごみ対策課長から出た、例えば23ページと24ページにグラフがあるので、このグラフを基に、23ページのごみ量の実績のコメントが書かれてあると普通考えて読むんですけど、読むと、このグラフの内容と関係のあることは上にはあまり書いていなくて、今回の計画期間と関係ないダストボックス廃止前の平成11年に対してどれだけ減ったという話であったり、あるいは、5行目あたりの制度的な施策としては、平成12年度のダストボックス廃止、平成20年度と書いてあるけど、今回はあくまで平成23年を基準年として、10年間どういう実績だったかが書かれていなきゃいけない。

それが、なぜか平成27年から令和3年の数字であったり、あるいは目標自体が、1人当たりグラフの目標で設定しているのに総量しか書いていない。だから、23、24ページのところに実績を表すのであれば、計画と同じように、事業系、家庭系を分けて、1人当たりの実績を表すのが本来の出し方だと思うんです。前半部分のデータの出し方というのは、何か意図的に省略をしているのか、すごく読んでいて分かりづらい、読み込みできない。何でこんなふうに分かりにくくしているのかなと、素人的に考えて、そう思えて仕方ないんです。

○会長 課長、お願いします。

○ごみ対策課長 意図的に何か出さないようにしているということはありません。これまで、前期の計画の分析等は、計画自体には書いていないというのが、これまでの取扱いでしたので、今回も入れてはいたんですけども、御指摘のとおり、41ページの文章では、前期の目標値について触れておりますので、今回につきましては、委員の皆様からの御意見で、前期の計画についてもデータをもって説明したほうが分かりやすいという御意見が多ければ、その工夫をさせていただきたいと思います。

○会長 審議会のほうに、課長のほうから投げかけられましたので、皆さんの御意見を伺

いたいと思います。G委員のほうは、実量だけじゃなくって、人口に中立的に見ることのできる、1人1日当たりというような形でのデータの表示もあると分かりやすいと、その数字自体は、確かに課長おっしゃるように、第1回で、審議会第1回で、A3の横長で詳しく記述はされております。それを少しシンプルにするなりして、基本計画に載せるということについては、いかがですか。

では、課長から。

○ごみ対策課長 お諮りいただいている途中で、次のまた別の提案をさせていただいて申し訳ないんですが、この素案の本編に記述、ないしデータを加えるという方法もちろんありますが、令和4年度第1回の資料3に相当するようなデータを、市民の皆さんから見て分かりやすいような形式に工夫させていただきますが、資料編として、資料編の中に載せさせていただくという方法もございますので、事務局としては、その方法を提案させていただきたいと思います。

○会長 そうですね。私もそのほうがいいと思います。資料編で、前計画の年次推移の現単位データを載せるという形でG委員、いかがですか。

○G委員 もちろん資料編でも構いません。今回も資料編にそれがあのかなということを確認したんですが、手元にある資料編を見る限りは、今私が要求した内容、あるいは、もともとの平成30年3月のときにあった10年間の計画に対する単純な実績といった表記や表がついていると思ったんですけど、最終的な素案にはついていない。ですので、すごい悪い見方をすれば、都合の悪い数字があるから外したのかと見られてしまうので、シンプルに前回の計画に対して、実績はどうだということを出していただいて、本編にはない場合は資料編の何ページの数字を基に、41ページの文言が出ているとなれば、読めると思うんです。

○会長 そうですね。

○G委員 そのために、今まで代々から積み重ねてやってきているはずなので、その資料を全部入れろということを要求するつもりはありませんけれども。

○会長 じゃあ、バックデータを資料という形で、資料編に記載させていただくという形で皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

では、そうさせていただきます。事務局のほう、よろしく願いいたします。

○G委員 41ページの表記で、一番下の30、31行目の文言なんですが、さらなるごみ減量のためには経済的手法に加え、ごみ減量や資源の再利用に対する動機づけが課題と

なっていますという課題の整理なんです、これに対しての施策がどのページに書いてあるかというのが、何回かこれは資料を読み込んだんですけど分からなくて、この課題自体は、実は4年前の平成30年3月の改訂版の課題の抽出の記載内容と全く同じなんです。少なくとも、今回は4年前から課題認識されていることなんだから、その課題は解決しなくて変わっていないという認識を、課題自体は。ただし、施策は当然、今回はある程度、具体的に出ているんだろうと思って、何回か見たんだけど、それが出てきていないので、それは一体どうなっているのかという点があります。前回は経済的指標というのは、多分廃棄物体系とかを含めた分かりやすい、市民1人当たり幾ら負担がかかっているんだとか、そういった考察や今後の計画が今回の基本計画には入っていないので、それは落ちてるところかなと思います。

○会長 ありがとうございます。事業系の手数料についての記述というのは、2か所ありますね。3か所かもしれませんが、62ページの排出抑制計画、2のところ、62ページの一番下、事業系ごみ分別の徹底、大規模事業所の排出手数料について、処理原価を反映した水準に見直すと、ここに書いてありますね。

それと、もう1か所、このような記述が、ほかにもたしかあったと思います。その前のほうのページです。61ページです。排出抑制計画、1のところ。①ごみの発生抑制と減量の推進、5つ目の丸のところ。そこの2行目のところ、廃棄物処理手数料の見直しを含めた減量対策の強化、適正負担について、随時検討しますとあります。それと、資料2、概要版です。A3のものですけれども、これの課題のところ、処理費用に関する事項とありまして、(1)、事業系ごみの手数料改定の検討を課題にされていると。

しかし、G委員の御指摘ですと、これは前から課題として指摘されているので、もう少し具体的にどうどうするかというあたりを、もう少し記載、具体的にしてもらいたいということだと思います。

ほかに、このことについて、事業系ごみ手数料について、B委員。

○B委員 今回の件についてなんですが、本文中には、処理手数料、もちろん経済的手法というのは手数料の改定を意味していると思うんですが、本文の中では、家庭系も含めたに關しても、近隣他市との状況を見るべきだと書いているのに、なぜ概要版で事業系しか書かないのか、これが、あえて家庭系を取ったのか、これが非常によく分からないんですが、なぜ括弧書きで事業系ごみの改定のところの検討だけしているというのはどういうことなのか。

本市議会でかなりの時間で、手数料問題というのは、近隣他市が大分上がってきたので、

多摩市も検討すべきじゃないかということは、かなり強く出てきたはずなんですけど、ここで、なぜ事業系だけになっちゃったのかというのがよく分かりません。

○会長 その点だけでよろしいですか。じゃあ、事務局のほうから御説明いただけますか。私は緊急性の高さを考えて、事業系のほうが緊急度が高いということで、事業系だけ載っていたのかと思ったんですけど。

○B委員 基本的に事業系が大分下がった、減量効果、コロナの影響もあったりしてかなり達成度が上がっているわけなんですけど、なぜ家庭系が取ってあるのかがちょっと分からない。

○会長 家庭系となると、周りの状況とか廃棄物改定というのも出てきますけど、これのトライアル、試算を行うとかいろいろなことをやった上で、市民の受入れ、必要性などもよく見た上で検討しなきゃならないということで、慎重な対応になるのかと思ったんです。では、課長のほうから。

○ごみ対策課長 会長の御指摘のとおり、家庭系のごみ処理手数料についての改定は、慎重な検討を要するというのは御指摘のとおりだと思います。また、B委員の御指摘のとおり、本編については、家庭系の手数料についての記述があるということも御指摘のとおりです。

資料3の右下の課題の図は、本編の42ページから45ページの内容を抽出したものとしまして、事務局のほうで作成をさせていただいております。そういう意味では、本編の内容を基本とすべきだと考えますので、資料3の中で処理費用に関する事項の(1)の中に、事業系ごみの手数料改定の検討とだけ書いているのは、少し誤解を与えるところかと思っておりますので、ここの部分は削るか、または、家庭系ごみ及び事業系ごみの手数料改定の検討という形に改めさせていただきたいと考えております。

○会長 では、そのように改めていただくということで御異議ありませんか。大丈夫ですか。では、お願いします。

G委員、挙手されましたか。

○G委員 42ページと61ページの表現なんですけど、今、ごみ対策課長からあった概要編での表現の見直し提案については、そのとおりでいいと思います。ただ、61ページの、さっき会長もおっしゃった真ん中辺にある廃棄物処理手数料の見直しを含めた減量対策の強化、適正負担について、随時検討しますという表現自体は、私は4年前と全く変わっていない表現で、先ほど会長にも助言していただいたように、もう少し具体的に踏み込んで、今期の10年の年度のうちの半ばまでなのか、あるいは、少なくとも課題で近隣市及び多摩2

6市等との均衡を図って検討する必要があるというのであれば、それは少なくともいつまでになるかとか、あるいは現状は、均衡は本当に保たれているのか、あるいは実はもう保たれなくなっているのか、それがこの資料を見るとどこにも出ていないので、今回の基本計画では、もう少し具体的に踏み込んで、取り組んでほしいと思います。

○会長 ありがとうございます。ほかの委員、いかがですか。副会長、いかがですか。

○副会長 確かに、先ほどごみ対策課長から前回からの委員の意見を指摘して、改定しましたというところの説明があつて、その点は、割と反映されていたかなと思いました。確かに、先ほどG委員がおっしゃったみたいに、もう少し緊急性があつて、やらなきゃいけないというところを見せるためには、今後10年後にやるのか、何年後にやるのかというところぐらいは、中間見直しまでにはというような表現とか、いろいろ目標をある程度はつきりさせて、直ちに減らしていかなくちゃいけないというところを示したほうがいいのかと思います。先ほどの手数料の件です。

あと、単純な指摘なんですけれども、42ページの小型家電、金属の最初のところの段で、「可燃ごみの混入が多くなっています」と書いてあるんですが、これは、不燃ごみへの混入ですよね。単純な指摘なんですけど、①の小型家電、金属の資源化の3行目のところ、「資源で集中している量に比べて、不燃ごみへの混入がまだ多い」という。

○会長 不燃ごみですね、これは。じゃあ、ここは訂正をお願いします。

○副会長 それから41ページもそうなんですけど、下から6行目ぐらい、一般ごみとしては、生ごみ対策、紙類対策で、括弧、雑誌の資源化と書いてありますが、これは普通の雑誌じゃなくて、どちらかという、雑紙のことですよね。「紙類の対策（雑誌）」と書いてあるところ。というところが、気がつきました。

○会長 では、所要の訂正をお願いいたします。

そうすると、ほかに事業系ごみについて、御意見、事業系ごみ処理手数料について、御意見ございますか。商工会からお出になっておられる委員、いかがですか。負担が増えるということになるかと思いますが。

○D委員 今年からこちら、参加させていただいて、事業系ごみの手数料ばかり結構出てくるので、そこが高くしたいのかなというのも思いますし、あとは、適正にやって事業系ごみのほうは減っているような感じなんですけど、そこら辺はもっとアピールしてほしいなという部分は感じます。

あと、手数料についても、値上げするのは簡単なんですけど、事業をやっている人に



としては結構大変な部分もあるので、その家庭の方と、両方バランスを取ってやっていた  
だければありがたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

○B委員 今回の御意見なんですが、基本的に、事業系ごみは自己処理責任というのが法律  
で明記されておりますので、処理コストに応じた負担ということで、家庭ごみと一緒に考え  
るといのはいかがなものかなと思います。大変なのは分かりますが、23区も改定に入っ  
ていますので、来年から結構、ある程度上がる、もともと多摩地域は低いですけど、上がる  
予定ですので。

○D委員 分かりました。事業系だけ。

○会長 G委員、どうぞ。

○G委員 事業系ごみに関して、資料の15ページに産業別事業者数の構成割合の資料が  
あるんですが、14ページ、15ページはアップデートされていないと思うんです。

15ページの表自体が、平成26年の実績表になっている。グラフでいろいろな実績が出  
て、アップデートされたり新しい年度が加えられているんですけど、4年前の平成30年3  
月の資料と全く同じ内容で、全然更新がされていない。いわゆる学生のコピペじゃないです  
けど、前回版がそのまま載っている内容です。

これを見ると、自分が気になるのは、今日の審議会で、これの14ページ、15ページが  
まだ作業的に間に合わないのか、更新されていなかったものが事前に送られてきて、今日、  
改訂版が入ってくるかなと思ったが無かった。産業別の事業所数の変化に対する実態把握  
であったりとか、この10年で、事業所ごみが36%、資源ごみを除いたら37%も減少し  
ているのは、施策とどうリンクしてなぜ減ったかという分析がどこにも出ていないんです。  
ただ減ったという記載だけで。ですので、すごくこの点、本当に真剣に取り組まれて分析を  
して、今回の事業系云々の課題、あるいは施策に結びついているのかが、今回、この資料を  
見る限りはすごく、単なるミスであればいいんですが、本当に触っていないんじゃないかな  
と、一番まずいケースも考えられるので、どうなっているのかをお聞きしたい。

○会長 課長、お願いします。

○ごみ対策課長 御指摘のとおり、15ページのグラフにつきましては、用いているデー  
タが平成26年と、少し古い内容となっておりますが、産業別事業所数、それから従業者規模  
別事業所数、これらを把握するデータとしては、現状、これが最新と事務局では考えており  
ます。あまり、毎年調査されるようなものではないということで、やむなくこれを使わせて

いただいているというところでございます。

○G委員　とすると、あれですか、2015年以降、2021年の間は、こういった多摩市の事業所の変化等に関するデータはどこにもないということですか。そんなことあります？

○ごみ対策課長　現状、そのように認識しておりますが、もう一度、次回までに確認をさせていただきます。

○G委員　14ページの表自体も、今の課長の説明では、26年が最新のデータだからということで、そこまでのデータしか入っていないんですが、この10年間の事業者の、多摩市における事業所数の構成の変化とか推移を見て、それが、事業所のごみ減量が30何%もできたことを、どう分析しているのか。それがなくて、事業系ごみに関する今後10年の見通しとか計画は立てられるんですか。

○ごみ対策課長　定量的な説明ではありませんけれども、この審議会の中では、これまで事業系ごみがどうして減っているかということの議論の中では、平成28年に事業系ごみの処理手数料を引き上げた効果が一番大きいのではないかという御意見をお示しいただいております。

また、事務局の見解として、コロナ禍、あるいは、その前から日本の経済が長期低迷状態にあると、この辺りの影響もあるのではないかという御意見を申し上げたという経緯がございます。

○G委員　すいません。これ、こだわるのは、この後の具体的な今後10年の目標の計画を立てるときのベースになるからこだわっているんです。そこを曖昧にしたまま、今後10年の数値を細かくはじいたとしても、根拠は、現時点でどう見ているかがはっきりしないと、その仮説の立て方が正しいかどうかというのがよく分からない形になるので、一般の家庭系ごみであれば、人口の増減をどう見ているというのは、ある根拠を基に引っ張ってきていると。事業所のごみに関して言えば、今さっき議論になったごみ手数料の問題、改定をどうするかもあるんですけど、事業者数の増減であったり、業態別にどういう事業所が増えるか、減るかを見ないと予測は立てられないなど。

結果として、今回、54、55ですか、出ている家庭系と事業系の目標の立て方が、素朴な疑問で、何でこんなに、過去10年の実績が片一方は増えて、片一方は30%減っているのに、何で今度は両方同じ14%、15%という同じ水準の減量目標になるのかなど。そこが全然つながらないんです。なので、しつこくどうしてそういう根拠を分析、実態把握され

ているかを知りたいなということで、しつこく質問させてもらいました。

○会長 あれですね。事務局にお聞きしたいんですけども、経済センサス基礎調査、これの最新版がないか、もう一度、これ、関係部署にチェックしてもらって、もしないようなら、これはしようがないでしょうけれども、新しい調査が行われているというようなことがありましたら、これを新しいものと差し替えるということでお願いいたします。

○ごみ対策課長 はい。

○会長 御検討ください。

○ごみ対策課長 はい。

○会長 それで、もう少し具体的にという御指摘がありましたので、私も一番最初、事業系ごみ処理手数料、計画期間中に10年のインターバルに及ぶということで、多摩地域の中でも手数料水準の低い、一番低いかどうかは分かりませんが、西多摩のほうにもう少し安いところがあるかもしれませんが、そこを除けば、一番安い地域ということに南多摩のあたりはなってきますので、事業系ごみ処理手数料を改定して、できれば食品リサイクルを促せるようにするという提案をしたということがありましたので、文案を考えてきました。こういう形はいかがでしょうか。

事業系ごみ処理手数料の値上げ改定を検討し、本計画期間における早期の実施、機関における早期です。ただの早期じゃなくて、計画期間10年、10年の中において早期の実施を目指すというのはいかがでしょう。そういう形で、事務局にも受け入れていただければ、ありがたいなと思うんですけども、事務局としては、部長はいらっしゃるし、課長もいらっしゃるので、御検討いただければ。お願いします。

○ごみ対策課長 事業系、家庭系問わずですけども、手数料につきましては、実は私も、市の内部でも、毎年、その水準というのは注意をしております、処理コストの動向等は検討しております。ですので、時期については、そういった必要が生じたら、いつでも見直さなければいけないという認識は持っております。

ですから、あらかじめ、いついつまでにということは、事務局としては、指定はしていただかないほうが助かるんですが、ただ、同時に、この審議会の事務局として、中間見直しのときが1つの目安にはなると思っておりますので、そこまでには5年間のごみの減量が計画どおり進んでいるのかどうか、この辺りを審議会の皆さんに、また検証していただいて、御協議いただくということが1つの目安と考えております。

○会長 そうですね。それが改定を検討しというところですよ。

そして、早期の実施を目指していくと実施するとは言えないと思うんです。ここは決定機関でもありませんし、討議をする場でして、しかし、市民、事業者、学識を入れて協議をし、そして、無論、行政も入って、こういう方向、こういう減量施策を目指すという形で、協同の姿勢と減量に向けて協同して、目標にかけて、その方向で取り組んでいくという形で、もし行政も御協力いただけるということなら、審議会として、そういう方向を打ち出すと。

そして、審議会の中での、言わばコンセンサスではないかと思うんです。したがって、審議会の意向を市長にもお伝えすると。できれば、答申文の中にも、事業系ごみ処理手数料の値上げ改定の必要性を、審議会として意見を盛り込むという形で行ければいいかと考えているんですけども。

○F委員 意見いいですか、今の件で。事業系のごみについての私の意見なんですけど、基本的には、事業系のごみは、多摩と3市の焼却炉には入れないというのが基本路線だと思うんです。どうしてかという、今、都内の23区についても、焼却炉に入れるほうが安くて、リサイクルするほうに行かないんです。それと同じで、安ければ、安いところへどんどん流れていくわけなんですけど、リサイクルする方法を提案して、事業系のごみはできるだけリサイクルに回るような仕組みを援助すべきだと思うんです。

これは多摩市行政側がきちんとした援助をしながら減らしていくということをしなくて減らないんです。単なる値段の上下でしか決まっていけないわけですから。ですから、そういうことをきちんと、我々がというか、市側が位置づけて、きちんとした位置づけをした上で、そういう問題を提起していて、リサイクル、あるいは生ごみについても資源化すると導いていくようなことを考えながらいかないと駄目だと思うんです。ただ単に値上げすればいいというわけじゃなくて、そういうことをきちんと行政側も援助しながらやらないといけません。

○会長 ありがとうございます。もう全くおっしゃるとおりだと思います。値上げをすれば、それでリサイクルが促進されるということではないということですよ。ただ、リサイクルを促進するための前提であるということとも言えると思うんですよ。それ、手数料を適正なところに設定をして、リサイクルしやすい状況をつくるというのは、これは必要だと思います。

あと、行政のほうで、許可事業者さんの協力も得ながら、リサイクルルートを排出事業者さんに御案内するという形が取ればいかなと思うんですよ。

○G委員 そうですね。もう一つ、加えますと、例えば、生ごみ関係ですけど、リサイク

ルする業者が言うには、例えば23区については非常に安いと。だからリサイクルに回すよりも、焼却炉へ持っていったほうが、はるかに利益が出るとなっているんです、現実。ですから、そういうのを勘案していくと、値上げというだけじゃなくて、そういう資源化するような仕組みを提案してあげると。また、そういう業者の人が増えてきているんです、少しずつ。そのために、その人たちの業者が成り立つような条件をつくってあげないといけないと思っています。

ですから、ただ値上げすればいいというわけじゃなくて、あくまでも、事業者の人たちがうまく解決できるような、資源化できるようなことを考えていきたいと思っていますんです。それは実現は可能だと思います。少し手間がかかるけども、実際にそういうものを提案していければ、事業者関係も納得できるような仕組みが考えられると思うんです。そういうことをしないで、ただ値上げだけというんじゃ、それは事業者の人も、あるいは、処理を担当している事業者の方も納得しないと思います。

以上です。

○会長　ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。じゃあ、B委員、どうぞ。

○B委員　事業系にも関係するんですが、42ページの課題の整理で適正分別に関するところが、柱を3つだけにしたのは、確かに重点事項であるので、これはこれでいいんですが、前回と前々回と、いろいろな形での初期分別の徹底というのが、意見が出たと思うんです。この辺も何か加えられないのかなと。

確かに骨子なら骨子でボリュームがあるから入れたとあるんですが、本文の中でも一部書いてありますが、いろいろなほかとのネットワーク上、組みながらの分別の徹底とか、初期分別のところをもう少し書いたほうがよろしいんじゃないかというところが1つと、あと、37ページの事業系というか、37ページの下のほうの右側で、施策の実施状況のところ、事業系の紙類の資源化で、町内会については廃止となったとあるんですが、隣に商工会議所さんがいるんですが、確かに町内会としては解散したんですが、市の要請で、私どもの組合で引き継いで、古紙回収は多摩市庁舎、学校、小中学校、図書館、給食センター、また、管理団体であるパルテノンとか、確認団体のシルバー人材さんとか、そういったところは全て回収を継続して、確かに回収量は3分の2程度、二、三割は当時から比べれば減ったんですが、そういう窓口もあります。

それと、あと、もう一回、42ページで、紙類の適切な排出のところ、特に事業系が、

可燃ごみの32%あるということで、10年前の計画で、私、申し上げたんですが、もう少し資源化センターを利用してくださいということでお話しして、書いてあるんです。持込みだったらどんどんできますよと。紙類、どんどん持ってきて、段ボールとか新聞、雑誌、持込みしていただければいいということで、前回の計画には載っているんですが、実際に、運用としまして、事業者さんが知らないのと、あと、一番最初、ここをつくったときの取決めというか、月100トンまでとか、100キロまでとか、そういう当初のルールがそのまま継承されているので、こういった、収集していくとコストがかかりますから、できるだけ申し込めるものは申し込んでいただければ、この辺も減ってくるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

10年前の計画には載っているんですよ。もう少し、ここは持込みで、事業系の持込みを増やしましょうと。特に古紙類は増やせば、何とかなるんじゃない、持ってきていただければ、どんどん受け入れますよとなっているので、それが全く実績として上がっていないんです。増えていないし、逆に持込みが減ってきているんです。そういった状況です。

○会長 古紙のところについて、事業系ごみ処理手数料のところ、古紙の問題提起が入ってきましたので、古紙のほうについてお答えいただけますか。

○ごみ対策課長 古紙については、42ページの課題の整理のところ、ふさわしいのか、それとも排出抑制計画のほう、ふさわしいのか、この辺は御相談しながら、加えさせていただくことが可能だと思います。

○会長 それでは、なかなか事務局のほうも思案されているようですので、期間を設定することについて、やや、ためらわれておられるところがあると思いますので、こういうふうにしでしょうか、事業系ごみ処理手数料のほうは、先ほどと少し変えました。

「事業系ごみ処理手数料の値上げ改定を検討し」と、この後、期間について言及していますが、これを取りまして、「検討し」の後、「早期の実施を目指す」というのでいかがですか。早期ですけれども、これは計画であって、計画期間が当然あるわけですから、この計画期間の中で早期にというニュアンスですよ。ということで伝わるとお思いますので、こういう形はいかがでしょうか、課長のほうでは。あるいは、部長のほうでは。

○ごみ対策課長 事務局としましては、現計画において、先ほどお話があったように、家庭系は減少率が少なく、事業系の減少率が多かったことによって、トータルで計画が達成できたと、こんな状況にあります。ですので、これまで十分、事業系については頑張ってきたということ踏まえ、今回、計画の本文中に目指すという形で記入されるのは、

ちょっとどうかなど、ちょっと酷かなという気がしております、もしも目指すという文言を入れさせていただくのであれば、本文中ではなくて、答申文中に入れていただくという形にさせていただけたらと思っております。

○会長　　そうしますと、本文中では、今までと同じ文言でまいりたいということですか。

○ごみ対策課長　　こちらの今の表現です。

○会長　　今までとは、「早期に」というのが違いますよね。「早期に」、これを入れるという事は、これは差し支えないですか。

○ごみ対策課長　　はい。ただ、語尾と、まとまりますかね。

○会長　　要するに、今までは検討するというようなことではなかったと思うんですよね。検討だけでなく実施をという、早期の実施というのが新たな提案です。

ただ、実施と言っても、目指すということで期間というのは入っておりませんし、実際に、実施に向けて行政のほうも取り組んでいただくということです。

○ごみ対策課長　　前期、後期、それぞれに検討しますという形で入れさせていただくというのはどうでしょうか。

○会長　　検討と言っても、事務局の内部での検討ではなくて、審議会として検討するという事ならいいかと思います。ごみ対策課長、いかがですか。審議会として検討する。行政で検討されますよね。それを審議会でも、こういう検討結果になりましたということで報告していただきまして、審議会でも、それを受けて、議題として意見交換をするというようなことでいかがですか。

今までですと、事務局が検討するみたいなことであって、なかなか審議会のほうには出てこなかったというところがありますよね。それを審議会の議題にさせていただくと、こういうことでいかがですか。

○ごみ対策課長　　はい、結構です。この計画に書くということは、市としてそのようにするというのですが、また、それを書いた上で、この審議会にも、中間見直しのときには、そこを、また5年間の実績をきちんと検討していただいて、減量効果を確認していただきたいと思っております。

○会長　　そうですね。そういう検討をされて、どれぐらい減量効果が出てとか、減量効果はだんだん小さくなると思うんですが、新たにこのぐらい値上げした場合には、このぐらいの減量効果が見込まれるとか、そういう検討をされたことを、審議会に報告していただくということで。

○環境部長　様々御意見いただいている中で、色よい返事ができなくて大変恐縮なんですけれども、様々な物価高騰ですとか資源の高騰なんかもあるので、市として今、事業者に対する支援というも行っているところもございます。事業者に対する手数料の増というのは、事業者の負担というところだけではなくて、結局消費者というか、一般市民の方の負担増にも直結、利用者というんですか、市民の方の負担というところにも跳ね返ってくるところもありますので、慎重な検討が必要というのは、家庭系の手数料と同じなのかなというところもございます。ですので、先ほどごみ対策課長のほうからお話ししたとおり、値上げというところを実施というのではなくて、検討させていただいて、その結果等を本審議会のほうに御提示させていただくと。それも早期の段階で御提示させていただくという記載内容をさせていただくというところで、いかがでしょうか。

○会長　今までよりは、大分前進であることは間違いないと思いますので、今の提案を受けて、そして、この後、検討された内容を、この審議会に報告されて、議題として、この審議会で検討する機会を設けていただけるということですので、そのとき、また改めて、この審議会でも議論をするということではいかがでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

それでは、3章のところでは、ほかに御意見はございませんか。K委員。

○K委員　今までの議論を聞いていて、公募市民として、非常に感じる事なんですけど、審議会というのは、過去10年間の目標、計画、結果に対して、次の10年間を検討するに当たって、前の10年間でうまくいったこと、いかなかったこと、それを踏まえて、次の10年をどうするかということが見れる資料が出てきていないということが一番の問題だと思っていまして、特に、コロナ禍になったときに、コロナが起きたことによって家庭系に与えた影響、事業系に与えた影響というものが、グラフや数値というもので見れないから判断に迷うということがあると思うんです。

だから、その資料が適切に提示されて、私たちが見て、分かりやすい資料が添付されているということが最低条件じゃないかと思っていまして、それが無いために、評価や判断が適切なのかということを見ることができないということが問題なのかと思っています。なので、できれば次回の資料で、過去10年と次の10年が比較できるようなものを提示していただきたいと思っています。

○会長　課長、お願いします。

○ごみ対策課長　今の御指摘、過去の分析につきましては、先ほどの資料編に加えること



になった令和4年度第1回の資料3の分析を通じて、一度させていただいたと事務局では認識しております。ただ、十分な説明が尽くせたかどうかは分かりませんが、表現を分かりやすく工夫して、資料編に付けることによって、市民の皆様にも根拠を示したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長 F委員。

○F委員 もう一つ、意見があります。43ページの(3)のところですけど、「減量資源化の推進」と書いてあります。ここが問題なんです。これがメインにならないと、政策として相当しっかりここを解決していかないと、この10年の歩みが、また変わらなくなってしまわないかと思っています。

それで、特に、生ごみに関する事項については、この前も燃やすごみ、焼却ごみの中の6割近くが生ごみになってきたという話が出ましたよね。そのために、これについては、単なる我々、市民が、一人一人がやるだけじゃなくて、組織的に、きちんとしたリサイクルのシステムを構築して、それを、この審議会として承認して、推進していく必要があるんじゃないかと思うんです。

特に生ごみに関しては、我々もダンボールでやっていますが、これはあくまでも啓蒙であって、これで全部の家庭がやれるとは思っていません。この仕組みだけで、生ごみの資源化をやるというのは間違っています。ですから、生ごみの資源化については、もっと組織的に全体を把握するような政策を取らないと、うまくいかないと思います。減らないと思います。

ですから、生ごみに関する事項については、相当力を入れてやらないと、焼却ごみは減らないと思います。これについては、相当積極的な研究と提案をしていかないと駄目だと思います。それで、実際に、やっていけばできる可能性は、今できていますから、それをもっと運用していくといいますか、そういうことを考えていく必要があると思います。

取りあえず、そこまでの話を。以上です。

○会長 ありがとうございます。ごみ減量におけるの永遠の課題ですよ、今お話しがあったところは。

○F委員 そうですね。

○会長 ほかに御意見ございますか。副会長、どうぞ。

○副会長 1つだけ、燃やせるごみのところは、自主的に減らせるという、減量が出ているんですけども、なぜか粗大ごみが少しずつ増えていく計画になっていまして、これは時代

背景とかいろいろ考案されたんだと思いますけども、それについて説明をお願いします。

○ごみ対策課長 推計によりますと、多摩市は、人口は徐々に減少しますが、世帯数は増えていくと、そんな傾向が見られます。また、よく御存じのとおり、超高齢化が進んでますが、そういった状況の中では、身の回りの大きなものを整理したり、あるいは、重かったものを軽いものに買い換えたりと、そんな需要が生じて、粗大ごみというのが増えているのではないかと、事務局では分析をしています。

○会長 それでは、時間の関係もありますので、第4章のほうに移りたいと思います。概要版の裏面です。また、御説明を事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 また、資料3の裏面、4、ごみ処理基本計画、こちらを御覧ください。

こちらについては、資料2、本編の49ページのほうを御覧いただいたほうがよろしいかと思えます。多摩市みどりと環境基本計画では、「環境への負荷の少ない循環と調和と基調とした社会をみんなとともに創り継承していく」ということを基本理念といたしまして、目指す環境像としましては、「循環と調和のまち みんなで創る多摩」を掲げております。

本計画においても、将来的なごみゼロ社会実現を見据えた中で、循環型社会の構築のため、ごみの減量と資源化を進め、ごみの発生量できる限り少なくし、ごみ処理における環境負荷の低減を推進いたします。また、適正なごみ収集、処分を行うことにより、生活環境を保全し、衛生的で暮らしやすい多摩市を目指し、「協働の力で環境負荷の少ない循環型のまち多摩を構築する」ということを基本理念といたしました。

本計画における基本方針は、循環型社会における取組の優先順位を基本とし、まず、ごみとなるものを受け取らない。また使えるものは再利用するなどして、ごみの発生抑制、排出抑制を最優先とします。

次に、ごみとして排出する場合は、分別を徹底してリサイクルできるよう、可能な限り資源化を進めるとともに、どうしても資源として利用できないものについては、本市の排出方法に沿って排出し、適正処分に努めます。また、これらのプロセスにおいては、計画を推進する主体となる市民、事業者、市の協働によって進めるものとします。

次に、ごみ減量目標値についてです。令和5年度からの新たな多摩市一般廃棄物処理基本計画においては、令和3年度を基準年度とした、5年度から14年度までの10か年にわたる計画であり、ごみ減量の目標数値も同じく10か年の推計値から算出したものでございます。

数値目標としては3つを定めておりまして、1つがごみ排出量、具体的には燃やせるごみ、

燃やせないごみ、粗大ごみ、有害性ごみを14%削減すること。2つ目は、資源化率38%以上を目指すこと。3つ目は、焼却残渣を資源化し、埋立て処分量0tを維持することです。

資料3に戻りまして、資料の下段に、家庭系、事業系を合わせた、ごみ排出量の目標イメージを示しております。この後にお示しいたします、排出抑制計画に示す施策に取り組むことで、市民1人1日当たり、燃やせるごみが82.8グラム削減、不燃ごみが4.8グラム削減、粗大ごみは6.4グラムの増加と推計しております。これらを合算すると、令和3年度の基準年度から、令和14年度の目標年度にかけて、ごみ量は81.2グラム削減し、削減率14%を達成いたします。

また、こちらの資料3、概要版には掲載しておりませんが、資料2の本編の54ページ、55ページには、家庭系、事業系、それぞれの目標値をお示したところがございます。家庭系ごみは、10年間で63.0グラム削減し、削減率14.1%を達成いたします。事業系ごみは10年間で18.2グラム削減し、削減率15.2%を達成する見込みです。

次に、3つの削減目標値達成のための排出抑制計画に掲げる5つの目標と施策について説明いたします。また、廃プラスチックや食品ロスをはじめとする廃棄物の問題は、SDGsの達成とも密接に関わっておりますので、目標に関連の深いSDGsのゴールも示しております。

初めに、目標1、ごみの発生抑制と減量の推進について、施策、取組内容について御説明いたします。1つ目の施策である、ごみの発生抑制と減量の推進については、発生抑制と減量、資源の有効利用について、ごみ減量啓発紙ACTAや市公式ホームページ、ごみ分別アプリ等を通じた情報発信をし、市民の意識を高め、行動につなげるための必要な普及啓発や支援を行います。アプリやリーフレットは多言語対応することで、外国人住民への普及啓発も図ってまいります。

また、ごみの減量や社会状況等により、排出量、処理経費、市民意識の変化を分析、検証し、構成市への配慮や均衡を考慮しつつ、廃棄物処理手数料の見直しを含めた減量対策の強化、適正負担について随時、検討してまいります。

2つ目の施策、粗大ごみの発生抑制につきましては、不用品の再利用について、インターネット上の地域情報サイトの普及を支援することなどで市民同士の譲渡を促進し、粗大ごみの発生を抑制することを検討します。

3つ目の施策、エコショップの推進については、エコショップの更新時に、認定項目を精査、見直しし、制度の推進によって、マイバッグ運動、無料の使い捨てプラスチック製品の

削減、資源の店頭回収、ばら売り、量り売り、詰め替え商品の販売に取り組む姿勢を評価することで、ごみ減量と資源化に一層配慮した店舗を増やします。また、エコショップの周知を推進するとともに、店頭回収を利用する市民に対しても、資源持込みに対するマナー向上のための啓発をまいります。

次に、目標2、ごみの適正処理に向けた分別の徹底について、施策と取組内容を御説明いたします。

1つ目の施策、家庭系（収集）ごみの分別の徹底については、燃やせるごみの中に混入されている紙類やプラスチックなど、資源の適正排出の啓発を強化し、燃やせるごみの減量に努めてまいります。また、大きなプラスチックは、現在、燃やせるごみとして処理をしておりますが、40リットルサイズのプラスチック袋を作成することでリサイクル量を増やし、可燃ごみ削減を検討してまいります。

介護が必要な高齢者など、ごみ、資源の排出が困難な市民への支援についても検討し、適正分別の促進を図っていく予定です。

2つ目の施策、事業系（持込）ごみの分別の徹底については、市内の全事業所を対象とする啓発、廃棄物管理者への講習会、事業所の従業員向けの講習等、事業系ごみの分別と適正排出に関する啓発を行い、大規模事業所に対しては、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書に基づいて、事業系ごみの適正処理とさらなる資源化への指導、立入検査を行い、さらに啓発を推進してまいります。また、大規模事業所の排出手数料について、処理原価を反映した水準に見直しを検討してまいります。

次に、目標3、資源の有効利用について、施策、取組内容を御説明いたします。

1つ目の施策、資源の有効利用に向けた資源回収については、現在は古紙として収集しておらず、燃やせるごみとして排出をお願いしている窓付封筒やビールのマルチパック、レシートなど感熱紙やカーボン紙など、これまで資源化することのできなかつた難再生古紙のリサイクルの導入検討や、資源化した剪定枝等の利用先の拡大など、一層のみどりのリサイクル推進も検討してまいります。

2つ目の施策、粗大ごみの再利用については、粗大ごみ排出量の削減に向けた啓発を行うとともに、エコにこセンターにおける粗大ごみ再利用品の販売について、収集カレンダーやアプリを用いて周知します。また、インターネット上の地域情報サイトを活用した市民同士、または市から市民への譲渡等の検討もしてまいります。

3つ目の施策、焼却灰リサイクルについては、エコセメントを用いたコンクリートやコン

クリーン2次製品の積極的な活用を検討してまいります。

4つ目の施策、リサイクル活動の支援については、自治会や団地マンション管理組合等をはじめ、新規に集合住宅建設の打合せ時に、資源集団回収を案内するなど、リサイクル活動を支援してまいります。

次に、目標4、食品ごみの削減については、施策、取組内容を説明させていただきます。

1つ目の施策、生ごみの減量と堆肥化の促進については、生ごみ減量の水切りの徹底に関する啓発を継続して行うとともに、生ごみ減量について新たに取り組む市民が増えるよう、また継続して取り組む市民を支援する啓発をしてまいります。また、集合住宅の再開発が行われる際には、生ごみ堆肥置場や堆肥利用場所の確保を適宜お願いし、地域で生ごみ資源化を支援する働きかけをしてまいります。

2つ目の施策、生ごみの資源化については、生ごみを資源化するため収集方法の見直し、資源化のための排出先の見直しを進め、清掃工場建て替え時には、生ごみ処理施設の新規建設の提案を検討したいと考えております。

3つ目の施策、食品ロス対策については、食品ロス削減に向けた家庭への啓発や、小学生を対象とした食品ロス対策講座を行い、子供たちに身近な食べ残しなどの環境問題に対する意識の醸成を図ります。また、飲食店等、食品ロス削減に取り組む事業者を、多摩市食べきり協力店として登録し、事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進してまいります。

最後に、目標5、プラスチックの削減について、説明いたします。

1つ目の施策、プラスチック利用の削減につきましては、使い捨てカトラリーやアメニティーを受け取らないことの推奨や、マイボトル使用啓発などによるペットボトル使用量の削減、量り売りや容器再利用の推奨などにより、プラスチック量を削減してまいります。

2つ目の施策、プラスチックのリサイクルの推進については、ペットボトルの水平リサイクル等に取り組むことで、循環型社会形成へ貢献してまいります。また、製品プラスチックは、指定法人ルート、再商品化計画の認定、独自処理、以上の3つの方法から選ぶことができますが、今後、多摩市に適した資源化の方法を選択し、一層のリサイクルを図ってまいります。

3つ目の施策、プラスチックの適正な分別については、各種媒体を活用した適正分別の啓発やポイ捨て防止に努めてまいります。

次に、収集・運搬計画についてでございます。

目標は安定したごみ収集を行うとともに、ごみの減量化、資源化が促進される体制を整備

することにより、衛生的かつ快適な生活環境や、まちの美化を確保することです。達成するための施策として、1つ目は、より一層ごみの減量と資源化を促進するため、収集区分や収集頻度の見直しを適宜行います。

2つ目は、家庭系ごみの適正分別の普及啓発を進めるとともに、店舗や事業所など事業系ごみについても、基本的なごみ資源の出し方、ルールを徹底してまいります。また、一層のごみ減量、資源化に向けて、排出者責任を明確にし、効率的かつ有効な収集、運搬、処理の在り方について、引き続き検討してまいります。なお、市民の皆様への普及啓発や周知によって、分別意識の醸成を図れるかどうかということがポイントになってまいります。

3つ目は、不法投棄防止のため、パトロール体制の強化に今後も努めてまいります。次に、中間処理計画でございます。

中間処理計画の目標は、将来のごみ量やごみ質の変化に対応した処理方法で、衛生的かつ安全で安定した処理体制を維持するとともに、ごみの持つエネルギーの有効利用や、ごみの中の資源物の回収を図ることです。

施策としては、1つ目、中間処理施設における安全面に配慮した中間処理。多摩清掃工場は施設更新から25年を迎え、老朽化が進んでおり、引き続き施設を安全かつ安定的に稼働するために、処理システムの強靱化、高度化などを踏まえ、設備に関する技術動向を注視し、今後の工場の建て替え時期などについての検討が必要になります。多摩市も他の構成市と連携し、多摩清掃工場が長期にわたり、適正な運転を維持し、安定した処理ができるよう取り組みます。

2つ目は資源の効率的な再利用化の促進です。資源化センターはごみの減量、適正分別、普及啓発活動、施設見学などを通じて、社会経済、ライフスタイルを見直し、市民、事業者などと一緒に、それぞれの立場で役割を認識して、循環型社会の形成を推進してまいります。また、資源化センターでは、効率的な再利用を図れるよう、選別品質の向上に配慮するとともに、周辺環境や維持管理に細心の注意を払い、効率的な運営に心がけてまいります。

次に、最終処分計画でございます。

目標は、一般廃棄物の最終処分を広域的に行うとともに、焼却灰を原料としたエコセメントを再利用し、埋立て処分量0tを継続し、現在、確保されている最終処分場のできる限りの延命化に努め、清掃事業の安定化をすることが目標でございます。

これを達成するための施策として、1つ目は、最終処分場の長期活用です。二ツ塚処分場の使用期間は、平成10年度の供用開始から16年度で埋立て満了の予定でしたけれども、

平成18年度から、エコセメント化施設が稼働開始したことで、30年以上まで延伸可能となり、長く有効に活用でき、リサイクルに貢献しております。そのエコセメント化施設は、稼働開始から20年目を迎える令和8年度から数年かけて、プラント設備機器の大規模改修工事を行い、延命化を図る予定でございます。

現在、東京たま広域資源循環組合と構成市、一部事務組合で検討が進められております。また、東京たま広域資源循環組合では、計画的に最終処分場の延命化を図るため、廃棄物減容化基本計画を策定し、組織団体へごみの減量化を促しております。多摩地域においては、市街化の進展等から今後、新たに最終処分場を確保することが極めて困難であることから、利用している自治体としては、より一層減量、資源化を進め、埋立て処分量0tを継続する必要があると考えております。

2つ目は、エコセメントの利用促進です。東京たま広域資源循環組合、エコセメント化施設では、中間処理された焼却残渣を原料としたエコセメントを生産しています。エコセメントは、道路の側溝や舗装ブロック等の2次製品に確保されるほか、生コンクリートとしても利用されております。焼却灰をエコセメントとして再生利用し、多摩地域のリサイクルをさらに進めることが、最終処分場の長期活用に貢献をいたします。

以上、長くなりましたが、ごみ処理地方計画の説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうから、ただいま御説明いただいたごみ処理基本計画につきまして、何か御意見ございましたらお願いいたします。では、G委員から。

○G委員 今回、素案を読み込むときに、多摩地区の他の市の広報を見させてもらって、多摩市の広報と、ごみ処理に関して違いがあるのがすごく分かって、ほとんどの市が1人当たり年間幾ら、ごみ処理に費用かかっているんだ、負担しているんだという金額を、広報の中で触れているんです。あるべき姿として、大体、適正な負担として幾らぐらいを目標にするかと。それがごみ処理基本計画のどこに入れたらいいかというのは、実は十分分からないで発言しているんですけども、少なくともごみ処理、ごみ減量に関していけば、市民と事業者と市と、3者が一体になって取り組んで減量するんだと。そのうちの大きな部分が市民一人一人の減量にあるということになると、ここに掲げている個々の計画自体は、それぞれ専門の職員の方が十分に検討されて、こういうプランでと挙げられているんですけど、これがどれぐらい市民に伝わっているかを考えると、正直、今のごみ処理関連の広報に言っていると、多摩地区の他の市の広報と比較すると、明らかによく分からない、伝わっていないの

が現状じゃないかと。

具体的に、多摩市の今の1人当たりの年間のごみ処理にかかる費用って一体幾らなんだというのが、今回の資料のどこにも出てきていない。それは10年前と比べて増えているのか、減っているのか、それも出ていない。じゃあ、10年後、どこを目指すんだと。あるいは、他の市のどこと合わせるんだと。そういったことも項目としては、全然この中にないで、3者の協同で、全体として適正なごみ減量を進めるんだと、適正な負担を市民にはお願いするんだということであれば、ここで言うと財源の負担の明確化という項目で、何回か検討する、検討すると4年前から出ているんですけど、実際のプランには、具体的にどれくらいの適正負担を考えているのか、10年後にはどこを目指すのかというのが、全く出ていないので、こういう基本計画の中でビジョンとして出すべきじゃないかと思いますので、ぜひその点を強くお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。事務局のほうからお願いします。

○ごみ対策課長 負担の明確化については、前の計画から目標として掲げられているにもかかわらず、なかなかそれが実現できていないということは御指摘のとおりだと思っております。

私どもも、環境省が推進しております廃棄物会計制度については研究しておりますが、こちらについては、基準そのものが、まだかかり決まっていないという状況で、なかなか公表できる段階に至っていないというのが、正直なところです。今後、そういったものの実現を通じて、市民の皆様にも、廃棄物に係るコストを目に見える形で、お示ししていきたいと考えております。

○会長 ぜひ、そうですね、本当あったほうがいいですよ。基本計画の中に入れなくても、広報などで市民に知らせていくということが大事ですよ。有料化実施しているわけで、有料化の手数料収入、その収入を何に使っているとか、有料化が実施された後、広報されたりされていましたが、最近あまりされていないんじゃないかと思えます。積極的に情報公開をしていただきたいと思えます。

○B委員 意見というか、46ページの一番初めのところで、10年前も、その前も代々、法体系を書いているのに、なぜ省略されたのか。基本循環型形成の基本計画が、4次計画が突然ぐっと出てきているので、なぜここが省略されたのかというのがよく分からないんです。

本文の中から、基本計画自体は廃棄物処理、廃掃法の中の、第6条で、市町村に非常に重



い責任を負わせた明確なものであるのに、この法体系のところ、今まではずっと基本計画に載っていたのに、ここが省略されているのは何か意味があるのか。確かに、4次循環型社会形成、基本計画の4次計画は載っていますが、突然これが出てきているもので、その款がなぜ省略されたのかというところです。

○会長 では、課長お願いします。

○ごみ対策課長 特に意図があつてということではないんですけども、46ページ、47ページにつきましては、それぞれの国の循環型社会形成推進基本計画、それから東京都の資源循環廃棄物処理計画、こちらの中での減量化の目標値、目標項目や目標値などを示すということにポイントを今回、絞らせていただいたと、そういう位置づけになります。

○B委員 都も市町村も、その前提となるのが、例えば、10年前の基本計画ですと、48ページにあるような表だと思うんですが、そこがまず根底に、根本的な説明があるんじゃないかと思うんですけど、ここが省略されていていきなり、何か意味があるのかなど。

○ごみ対策課長 すいません。特に何か意図があるということではありませんので、また、この後、具体的にこういう記述を入れたほうがいいのかとかという形を伺えれば、それを次回までに検討させていただきます。

○B委員 基本的な法体系の概要なので、あつたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○会長 お願いします。

○ごみ対策課長 国の循環型社会形成推進基本法の規定等につきましては、従来、こちらのページにございましたが、新しい今回の計画の素案の中では、2ページのほうで触れさせていただいております。よろしく願いいたします。

○会長 あれですよ。簡単に1、2行ぐらいで、多摩市のごみ処理基本計画は、国の動向、国の基本計画、そして、都の動向との業務計画を踏まえて作成されているという辺りを付け加えていただければ読みやすいというか、入ってきやすいので。

○B委員 そうですね、そう思います。なぜか突然出てきているので。

○会長 ということと言えますよね。当然分かっていることじゃないかと言われれば、それまでなんですけど。

○ごみ対策課長 では、46ページの基本理念の後に、手短かに説明を加えさせていただくようにいたします。

○会長 そうですね、お願いします。

○F委員 これ、今読んでいただいたんですが、読んで、聞いて、また見ながら、これの

感想を言えと言われたら、ごみ処理という考え方そのものが間違っているんじゃないかと思ってしまう。ですから、あくまでも、みんなが出す資源をリサイクルするという観点で全ての問題を考えないと、どうもこれは解決しないと思えるほど大変なことだと思いません。

ですから、あくまでも資源をリサイクルするつもりで、全ての問題を考えていかないといけないと思います。少なくとも、例えば、私がいろいろ今までやってきている生ごみの堆肥化についても、これはごみじゃなくて、あくまでも堆肥になる資源なんです。紙についても同じです。今や製紙会社でも、リサイクルの製紙会社では、汚れたものであろうと、言っただけじゃないかもしれないけど、トイレットペーパーみたいなものでも十分リサイクルできるという仕組みができていまして、それで、ホッチキスがあろうと、鉄が入っていようと、全て処理できるということを製紙会社のほうで言っています。

ですから、あくまでも資源として資源化すると、再資源化するという観点で、全ての問題を考える必要があると思います。ごみ処理というのがどうも気になってしょうがないので、あくまでも資源化と、再資源化という観点で全ての問題を考えていかなきゃいけないと思っています。

私が何回も聞いているんですが、こちらがエコプラザから出る焼却灰、これが幾らで引き取られて、幾ら払って引き取ってもらっているのか、これについても相当な量じゃないかと私は思っています。それを資源化に使ったら、そのお金を資源化のほうに幾らかでも回したら相当変わるんじゃないかと思うぐらいなんです。

それで、そういう点では、この計画については、もう少し未来を見つめて考え直したほうがいいんじゃないかと思う、感想です。ですから、まだ聞いたばかりで、あまり細かいこと言えませんけども、基本的にはそういう話で、あくまでも減量、資源化をするという観点で、全ての問題を考える必要があると思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。非常に、ごみ減量対策のまさに基本的な理念について。

○F委員 ごみ対策課じゃなくて、資源対策課にしてもらいたいです。

○会長 資源循環課とかの名称に変えた都市も……。

○F委員 ところはたくさんありますね。

○会長 あります。今年変えたのは府中市でして、ごみ減量推進課から、資源循環推進課に変えましたね。そういう傾向は確かにありますね。

○F委員　　そうしませんかと言いたいですけど。

○会長　　前からのF委員の持論ですので、承っておきたいと思います。ありがとうございます。

○K委員　　前回の会議の中で、4R+リニューアブルの件を、5ページのところで囲みにしていただいて、書いていただいて、それはありがたかったですけど、いろいろなところで、4R+リニューアブルと書いたり、今の資料3のほうの4、ごみ処理基本計画、今見ているところのページでは、優先順位、3Rに、リフューズプラスリニューアブルという表現を書いたり、市民の人たちにとって分かりにくいと思っています。

そして、4R+リニューアブルの活動をしている市民団体の理解では、私は、これは順番が間違っていると思っていまして、市民の間では一番がリニューアブル、次がリフューズで、その次がリデュース、リユース、リサイクルという考え方に今、変わりつつあるんです。なので、その順位で、まず、例えば、ペットボトルをやめて、こういうマイボトルでリニューアブルをした上で、どうしてもペットボトルを使わなければいけない時にはという順番で考えていかなければいけないと思っているんですけど、そのような基本理念、基本指針になっていないことが、ごみの減量につながらないんじゃないかと思っていまして、ここの表記は、あちこちの基本計画のページの中で、少しずつ表現とかが違って、特にごみ処理基本計画のところ、リニューアブルのことを資源投入を最小限にして極限まで循環利用するという言い方を書いてみたり、囲みのほうでは再生可能資源への代替を指し示す言葉ですと書いてあったり、どちらかに統一していただいて、より市民が身近に感じて、分かる言葉で統一していただきたいと思っています。

この指針は、今後10年間の指針になるんだとすれば、もう一度、優先順位を考えて書き直していただきたいと思っています。

以上です。

○会長　　ありがとうございます。大分、厳しい御意見だったと思うんですけども、事務局のほうはいかがですか。

○ごみ対策課長　　私どもも不勉強で、リニューアブルの定義については、最近の使い方というのは変わってきているのかもしれませんが、また、ぜひ、その辺りの情報を御教示いただいて、次回までに反映させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長　　ありがとうございます。リフューズを、あえてリデュースの前に入れているとい

う4Rになりますけども、そういう自治体もありますよね。御意見ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。もう大分時間もたっておりますが。K委員。

○K委員　　すいません、続けてなんですけど、今日のお話を聞いていても、事前に資料を読ませていただいても、ごみの分別の徹底というところにかなり焦点を絞らないといけなのではないかと読み込める箇所が多々見られる中で、ごみの分別を徹底するということは、市民にそれを知ってもらう、広報でそれを伝えるというところにかんりの重点を置かないといけないと私は思っているんですけども、具体的に知らせる方法等について、あまり触れているところがなく、かつ、広報についても書かれたところがないということがとても気になりました。

そして、この間、施設見学をさせていただいて、通常の市民の方が入れないところにも入らせていただいて、見学をさせていただいたんですけども、私のように興味がある、興味があって、なおかつ関わりたいと思って委員にならせていただいた者にとっても、本当に驚くべきというか、分別の方法を知らなかったということで、びっくりしたことが幾つかありました。例えば、お線香の箱はにおいがついていて、紙の箱であっても紙の分類のほうには入れてはいけませんとか、例えば、紙パックの卵のケースは、紙であっても紙には出さずにダンボールの回収のほうへ入れてくださいということをお教わったりですとか、そういう基本的な情報がとても大事なことで、分量も多いと思っているものが周知徹底されていない、知らない、知らされていないというところに非常に疑問を持ちました。ですので、そういうことの広報ができないから、分別がうまくいかないということが大きな要因としてあると思います。

あと、例えば1日2万個ペットボトルの蓋を取るみたいな話に関しても、そういう作業を、1日でそんなに取っている人たちがいるということをお知らせする媒体というか、例えば本当に写真を載せるとか、数をすごくアピールするみたいなことで、だから取ってくださいというような広報をすることに力を入れないと、いい計画であっても最終的に市民に伝わることがマストなので、その対策はどうするのかというところが気になっています。どうされる予定なんでしょうか。

○会長　　では、課長お願いします。

○ごみ対策課長　　ごみの分別の徹底に関する対策につきましては、具体的には35ページにある排出抑制計画2の①、ごみ分別の徹底、こちらに書かせていただいております。いろいろ御提案いただきました。今後も、そういった市民周知の方法、工夫していきたいと思

っておりますので、また、ぜひお知恵を拝借したいと思います。よろしくお願いします。

○会長 難再生古紙をミックスペーパーとして回収するという予定があるようですが、線香の匂いとか洗剤の匂い、これはもう駄目ですよ。取れないですよ。

○B委員 匂いのついた紙と、あとは感熱発泡紙とか……。

○会長 そうですね。

○B委員 これは、もう何でも駄目です。

○会長 ということですよ。

○B委員 あとはアイロンプリントも。

○会長 だから、そういうふうに分別を強化するという場合に、そのところはもう徹底して広報しないといけないですよ。

いろいろ御意見を出していただきまして、ありがとうございます。どういたしましょうか、最後のところ行きますか。

○ごみ対策課長 また、生活排水処理基本計画が残っています。

○会長 そうですね、ではお願いします。

○ごみ対策課長 最後に、5、生活排水処理基本計画の説明をさせていただきます。

生活排水処理基本計画は、安全で住みよいまちづくりを実現していくために、家庭や事業所から排出される生活排水を衛生的に処理し、水環境を保全していくことを基本理念とし、生活排水の適正処理と下水道の整備、普及促進を基本方針としております。

多摩市の令和3年度末の下水道普及率は約100%、下水道普及率の面積比で見ますと99.84%でございます。公共下水道の早期100%普及を目指すとともに、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定点検の啓発、下水道未供用地域における生活雑排水の収集、運搬に要する経費の軽減と、浄化槽の適正な維持管理の指導、浄化槽の清掃作業に係る経費の負担軽減に努めてまいります。

簡単ではございますが、生活排水処理基本計画の説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。ここについて、何か御質問とか御意見ございますか。では、B委員。

○B委員 すいません。81ページにマイクロプラスチックのことを追加していただいてありがとうございます。

ただ、この問題、これからも問題化してくると思うので、定点観測、これがどの川なのか、どの水系から来ているのかある程度把握して、出ている元があると思うんです。例えばゴル

フ場なのか、一番多いのは人工芝と言われていますので、それがどこからなのかというところで、今後も定期的に、どの河川から増えているのか、減っているのかとか、その辺を見ていったほうが、将来的には、何らかの対策が打てるようになってくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長　人工芝が今一番多いというのは、去年か何か、民間企業のほうで調べられたもので、個数が一番多かったというお話だったんですけども、マイクロプラスチックで一番多かったのは、確かに人工芝ではあったんですけども、例えば、市のテニスコートですとかサッカーコート、野球場なんかで使われているスポーツ用の人工芝というものよりも、家庭用の人工芝がほとんどだったというところまでは分かっています。

なので、家庭用の人工芝となると、どこの川からというのは非常に判断しづらいというところがあると思いますので、その対応というところは今、大学とも連携しながら、どんな対応するのかというのは、今年度も調査をする予定です。

○B委員　ありがとうございます。環境政策として、いろいろこの辺は問題になってくると思いますので、今後とも、紫外線を浴びると劣化して、どうしてもそれが雨が降ると流れてと、そういう、それが最終的に海に行き、魚へ行っちゃうということになりますので、ぜひ多摩としても続けていただければと思います。ありがとうございます。

○会長　ほかに、御意見ありますか。もし、ないようでしたら、ここまでとさせていただきます。まだいろいろな御意見あると思います。

資料の一番後ろに、委員意見提出用紙がございますので、こちらに御記入いただいて、事務局のほうに御提出いただければと思います。

そして、今回は、それについての事務局のお考えとかをつけて、本日の議論も整理していただいて、資料としてお出しただけということですので。引き続き、基本計画案について審議を続けるということになっています。

それでは、その他のところの次回のスケジュールを事務局のほうから、御説明をお願いします。

○計画担当主査（施設）　最後に、事務局より今後のスケジュールについて説明いたします。

まず、10月14日金曜日、こちらが委員意見提出期日となります。

次に、第5回審議会についてなんですけど、前回の審議会の際に、11月21日月曜日とお伝えしておりましたが、大変申し訳ありませんが、11月4日金曜日の10時からに変更さ

させていただきます。

今後、予定しているパブリックコメント実施に伴う庁内関係部署と調整した結果、一度お伝えしたスケジュールから変更することとなってしまう、大変申し訳ございませんでした。御理解いただけますと幸いです。

第5回審議会では、10月14日までに、皆様に御提出いただく意見を反映した計画案の御説明をさせていただく予定であります。

その次に、11月21日月曜日に多摩市長への答申を予定しており、会長、副会長に御同席いただきます。よろしくお願いたします。答申後は、庁内の会議や、12月の多摩市議会の常任委員会で報告し、12月21日からパブリックコメントを実施する予定です。

年明けに、まだ日程は未定なんですけれども、1月下旬に第6回の審議会を開催予定です。

事務局からの説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

次回の審議会は11月の4日金曜日、午前の10時からと、この会場で開催ということですので。開催通知、資料の配布等、事務局にて、引き続き、準備をお願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の長時間にわたる会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —